

福祉用具購入の手引き

白 老 町

令和6年6月

介護保険「福祉用具購入費」支給制度について

在宅の介護を必要とする人が、知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業所から、入浴や排せつに用いる福祉用具等を購入した場合、介護保険の給付を受けることができます。

《 注 意 事 項 》

令和6年4月より、特定福祉用具購入費支給適正化事業が強化される関係で、福祉用具販売計画書の「生活全般の解決すべき課題・ニーズ（福祉用具が必要な理由）」や「選定理由」のチェックも強化されます。現在の状況・ニーズが具体的にわかるように記載してください。

1 介護保険の福祉用具購入費支給制度を利用できる人

白老町の被保険者で、要介護・要支援認定を受けた方のうち、心身の状況等により福祉用具が必要な方。

2 給付内容

支給限度基準額（福祉用具購入費用の上限額）は、要介護状態区分にかかわらず1年間（4月から翌年3月まで）で10万円です。

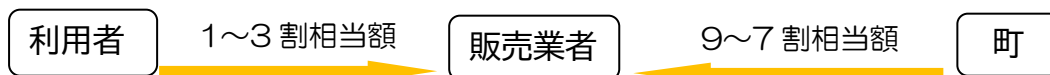
（ただし、同一種目・同一用途の福祉用具購入費の支給については、原則として上記期間に関わらず1回に限られています。）

3 福祉用具購入費の支払方法

- 1 償還払い……………一旦費用の全額を負担し、申請により9割～7割が保険より給付されます。



- 2 受領委任払い…被保険者が町に登録した事業者福祉用具購入費の受領を委任した場合、費用（限度額以内）の1割～3割を支払い、残りの9割～7割は町が事業者直接支払うものです。



4 介護保険の給付対象となる福祉用具購入費の対象用具

※TAISコードを取得しているものののみ給付対象とします

	種 目	機能または構造
1	腰掛便座	次のいずれかに該当するもの。 ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ④ポータブルトイレ（便座、バケツ等からなり、居室において利用可能であるもの）
2	自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの ※専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連商品は除かれる
3	排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの
4	入浴用補助用具	入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの。 ①入浴用いす ②浴槽用手すり（浴槽のふちを挟んで使用するものに限り） ③浴槽内いす ④入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台で浴槽への出入りのためのもの） ⑤浴室内すのこ ⑥浴槽内すのこ ⑦入浴用介助ベルト
5	簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの。
6	移動用リフトのつり具	身体的に適合するもので、移動用リフトに連結できるもの
7	固定式スロープ（※）	貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい <u>段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。</u>
8	歩行器（※） （歩行車を除く）	貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、 <u>車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。</u>
9	歩行補助つえ（※）	単点杖（カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ）（松葉杖を除く） 多点杖

（※）一部の用具が貸与と販売のどちらかを選択できます。中古品は販売できません。

【2024 年度からの福祉用具貸与・販売の選択制の導入について】

(1)介護保険最新情報 Vol.1225 より

①複数個の利用が想定される場合

スロープ・歩行器・歩行補助つえは、利用者の身体状況や用具の性質等から複数個の利用が想定されるため、同一種目の福祉用具であっても重複購入を認めます。ただし、福祉用具購入の事前に介護保険 G にご相談ください。また、理由書に複数個必要な理由や個数を記載してください。

②貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について

医師やリハ専門職等から聴取した意見→主治医意見書、診療情報提供書、医療と介護の連携シート（白老町ケアマネジャー連絡協議会作成様式）等を添付してください。

③担当する介護支援専門員がいない利用者について

地域包括支援センター等と連携を図り対応してください。

④貸与と販売の選択に係る情報提供の記録方法について

- ・貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることを説明したこと。
 - ・選択にあたって利用者に必要な情報（メリット・デメリット等）の提供を行なったこと。
 - ・医師やリハ専門職の意見、利用者の心身状況等を踏まえ説明したこと。
- これらを福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録すること。

(2)介護保険最新情報 Vol.1261 より

①貸与→再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合

退院時カンファレンス又はサービス担当者会議で多職種による協議の結果を踏まえる必要があります。販売への移行を提案する場合においては、サービス担当者会議の要点を添付してください。

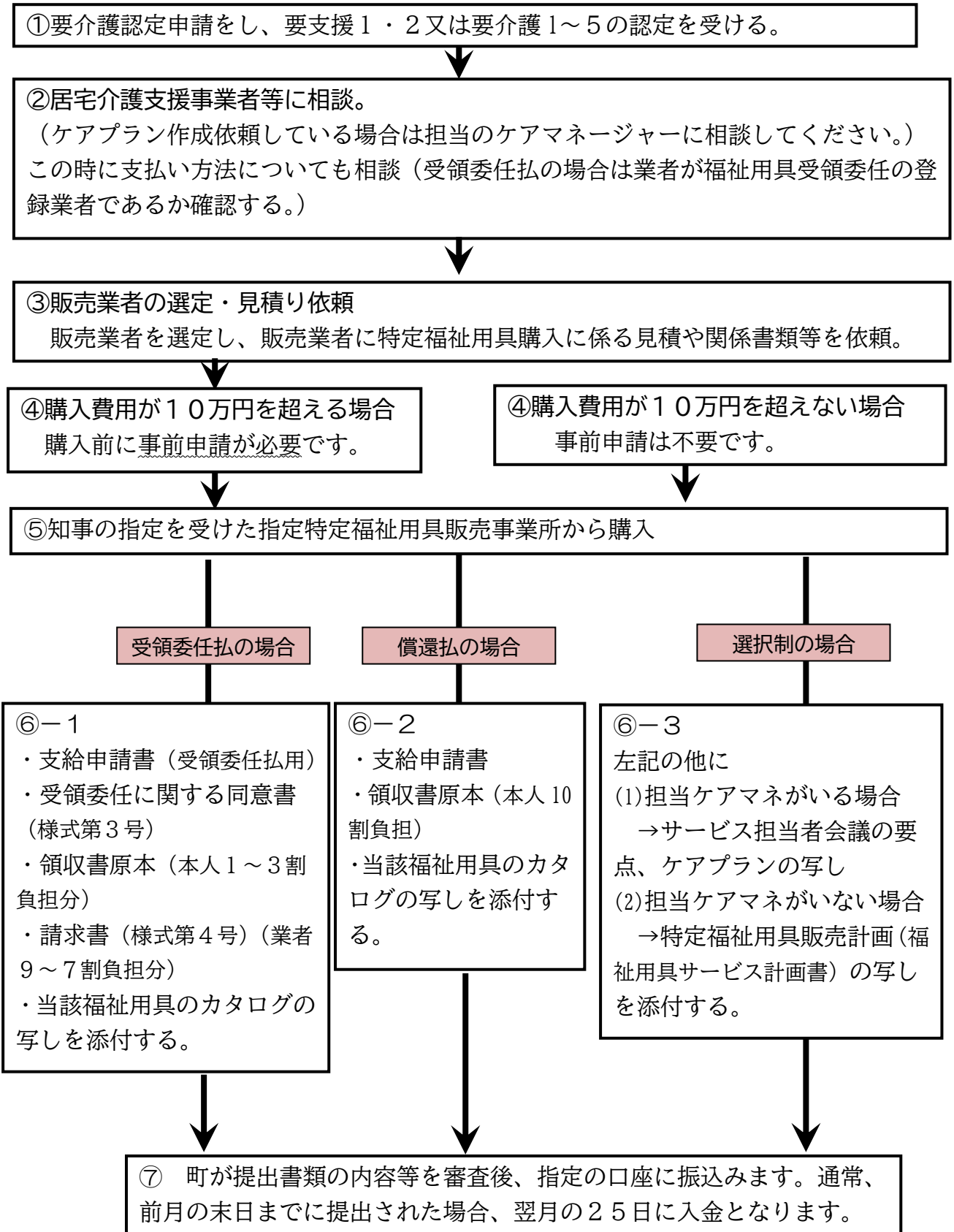
(3)まとめ

特定福祉用具販売のうち、選択制が適用される品目の申請時に必要な書類（流れとしては、軽度者に対する福祉用具貸与確認のイメージです）

通常の申請時に必要な書類に加えて、

- ・担当する介護支援専門員がいる利用者の場合：サービス担当者会議の要点、ケアプラン等を添付
- ・担当する介護支援専門員がいない利用者の場合：特定福祉用具販売計画の写し

5 福祉用具購入申請の流れ



提出書類は返却せず、役場で一時お預かりします。
書類提出から承認決定まで2～5営業日程度かかります。

6 支給申請に必要な書類

	提出書類	留意事項
1	(1)介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（償還払用） ※償還払いのときに提出 (2)介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（要綱様式第2号） ※受領委任払いのときに提出	① 申請印は印影がはっきりしていること。 ② 申請印はシャチハタではないこと。 ③ 償還払いの場合、口座は原則被保険者本人の口座であること。（本人以外の場合は、委任状を添付のこと） ④ 受領委任払いの場合、事業者の口座であること。 ⑤ 訂正は、申請者印による直接訂正又は捨印による訂正。 ⑥ 被保険者証などを参考に（氏名の漢字等）正確に記載すること。
2	同意書（要綱様式第3号） ※受領委任払いのときに提出	
3	領収書	① 宛名は被保険者本人であること。 ② 印紙が適切に添付してあること。 ③ 提出の際には原本とコピーを提出のこと。 ④ 受領委任払いの場合は利用者負担分の金額であること。（1割～3割） ⑤ 償還払いの場合は全額分の金額であること（10割分）
4	請求書（要綱様式第4号） ※受領委任払いのときに提出	事業者の請求書（9割～7割）
5	当該福祉用具のカatalogの写し	

※ 販売を選択した場合に提出

6	(1) 担当する介護支援専門員がいる利用者の場合→サービス担当者会議の要点、ケアプランの写し (2) 担当する介護支援専門員がいない利用者の場合→特定福祉用具販売計画（福祉用具サービス計画書）の写し	①左記(1)(2)共通 ・生活全般の解決すべき課題・ニーズ（現在の身体他の状況、それにより困っていること等を具体的に） ・福祉用具利用目標（購入予定の福祉用具を使うことで現状がどのように改善するか） ・品目、選定理由（製品の特徴だけでなく、利用者の現状に照らして、なぜその製品を選んだかの理由） ②左記(2)の場合 有資格者もしくは研修受講済みの福祉用具専門相談員が作成。
---	--	---

領収書

見本

領収日(=申請書の
購入を行った年月
日)を記入します

- ・被保険者名をフルネームで記入します
- ・氏名の漢字は被保険者証と一致していること

領 収 書

令和6年4月3日

白 老 花 子 様

- ・被保険者の自己負担割合相
当額を記入します
- ・整数とならない場合は、切
り上げた金額となります

金額 ￥3,000円

但し、介護保険福祉用具購入費利用者負担額
(購入費用30,000円の1割負担分)として

購入金額の内、
被保険者の負担
割合がわかる形
で、記入します

上記を領収いたしました。

○△□介護用品センター(株)
白老町☆☆町1丁目2-3
代表取締役 介護 太郎 印

購入事業者名、住所、代表者
の役職、氏名を記入します

代表者印(社印)を押印します



7 留意事項

(1) 要介護認定申請中に福祉用具を購入する場合

福祉用具購入は、要介護または要支援の認定を受けていることが必要です。
ただし、急を要する場合は、認定申請後、事前協議を経て福祉用具を購入することは可能ですが、認定結果が非該当になった場合は支給できません。支給申請は認定結果が出てからになります。

(2) 入院・入所中に福祉用具を購入する場合

入院（入所）中の場合は特定福祉用具が必要と認められず、福祉用具購入費の支給はできません。ただし、退院と同時に必要な場合等は、事前に購入し、退院後に支給申請をすることは差し支えありません（退院しないこととなった場合は、申請できなくなることから、退院してから購入することが望ましい）。
なお、一時帰宅のための福祉用具購入は支給対象外となります。

(3) 町外からの転入または町内転居する場合

福祉用具購入は、居住していることが必要条件となり、福祉用具購入後、支給申請は居住してからでなければできません。予定の変更等で転入しないこととなった場合は支給できません（住宅により福祉用具の必要性は異なるはずであるため、町内転居においても同様に転居しなくなった場合は支給できません）。

(4) 利用限度額

自己負担額は、保険給付額を先に計算（1円未満切り捨て）してから算出します。複数購入する場合は、個々の税込金額の計算となります。合計額からの算出ではありませんのでご注意ください。

(5) 同一品目の再購入について

原則として、同一品目の再購入にかかる給付費の支給はありませんが、次の場合については認められることもありますので、必ず事前にケアマネジャーを通じて町にご相談ください。

①特定（介護予防）福祉用具が破損した場合

通常の使用方法での破損等に関し認めます。破損による再購入を希望する場合は、破損した福祉用具の破損個所が確認できる写真が必要となります。（部品交換で修復が可能な場合は、部品代が対象となります）。

②被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合

③特別の事情がある場合

災害を原因とする床上浸水等による流出や家屋倒壊による破損等が考えられます。

(6) モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

義務付けられています。

(7) 販売完了後の請求についての期限について

請求（事後申請）に関しては、販売後1ヶ月以内に行っていただくようお願いしています。